

令和5年6月定例教育委員会次第

日時： 令和5年6月27日（火）
午前10時～午前11時30分予定
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|--------------------------|------------|
| 第18号議案 | 犬山市図書館協議会委員の任命について | (文化スポーツ課) |
| 第19号議案 | 犬山城管理委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第20号議案 | 犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第21号議案 | 犬山市民展審査会委員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第22号議案 | 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第23号議案 | 犬山市図書館協議会規則の一部改正について | (文化スポーツ課) |
| 第24号議案 | 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第25号議案 | 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第26号議案 | 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|---|------------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 令和5年6月定例議会について | (教育部) | No.2 |
| (3) | 犬山学び場「みらい」について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) | 7月・8月行事予定表について | (学校教育課) | No.4 |
| (5) | 犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱について | (子ども未来課) | No.5 |
| (6) | 令和5年度困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会
「発達に障がい(凸凹)のある子どもへの上手な支援」 | (文化スポーツ課) | No.6 |
| (7) | 青少年センター紹介カードについて | (文化スポーツ課) | No.7 |
| (8) | 犬山城みらいサポーターの募集について | (歴史まちづくり課) | No.8 |
| (9) | いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.9 |

6. 自由討議 教職員の非違行為防止について

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第18号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する
条例第6条の規定により別紙のとおり任命するものである。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の任期満了に伴い、犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるためである。

○任命する犬山市図書館協議会委員

	氏名	選出区分	備考
1	大藪 正恭	学校教育関係者 犬山西小学校校長	新規
2	森岡 万朱衣	社会教育関係者 犬山市社会教育審議会委員	継続
3	古川 よし子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 どんぐり文庫主宰	継続
4	石田 民子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 犬山市立図書館ボランティア連絡会代表	継続
5	山住 富也	学識経験者 名古屋経済大学図書館館長	継続
6	小幡 章子	学識経験者 名城大学非常勤講師	継続

【任命期間 令和5年7月1日～令和7年6月30日】
 (男女比 男性約33%、女性約66%)

1) 設置について

- 図書館法(昭和25年4月30日号外法律第118号)第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により設置。
- 図書館協議会の委員は当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命
- 委員の定数10人以内。委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会に会長及び副会長を置く。
- 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2) 役割

- 図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。

3) 報酬

- 日額7,200円(犬山市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例)
- 委員が地方公務員法に規定する地方公務員の場合、地方公務員法第24条第3項に基づき報酬は無支給とする。

犬山市教育委員会第19号議案

犬山城管理委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山城管理委員会委員 名簿 (案)

今回委嘱を予定する委員 任期：委嘱の日～令和5年7月24日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	柴田 浩行	犬山市議会議員	犬山市議会議長	新規 前任者 三浦 千里
委員	久世 高裕	犬山市議会議員	犬山市議会民生文教委員会委員長	新規 前任者 岡 覚
委員	玉置 幸哉	犬山市議会議員	犬山市議会建設経済委員会委員長	新規 前任者 柴田 浩行

任期中の委員 任期：令和3年7月25日～令和5年7月24日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員長	日比野良太郎	学識経験者	犬山商工会議所名誉会頭	継続
副委員長	長谷川 良夫	学識経験者	犬山市文化財保護審議会会長	継続
委員	成瀬 淳子	犬山城関係者	(公財) 犬山城白帝文庫理事長	継続
委員	宮田 昭男	犬山城関係者	(公財) 犬山城白帝文庫理事 (医) 宮田眼科理事長	継続
委員	白水 正	学識経験者	(公財) 犬山城白帝文庫歴史文化館館長	継続
委員	瀬口 哲夫	学識経験者	犬山市都市計画審議会会長	継続

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、国宝犬山城天守及びその付近一帯の管理及び運営に関する事項について調査及び建議するために設置。
- ・委員は犬山城管理委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。
- ・委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催。
- ・内容は年度ごとの事業や管理状況の報告とそれらに関する建議。

(3) 本委員会の女性比率

- ・11%

犬山市教育委員会第20号議案

犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条並びに犬山市公民館の設置及び管理に関する条例第4条及び第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市公民館運営審議会委員の委嘱任期満了に伴い、犬山市公民館運営審議会委員を委嘱する必要があるからである。

○委嘱する犬山市公民館運営審議会委員

	氏名	役職等	新・継	委嘱根拠
1	久本浩子	犬山市立栗栖小学校教頭	新規	第1号
2	山田昌宏	犬山市文化協会会長	継続	第2号
3	尾関雅嗣	犬山音楽文化協会監査	継続	第2号
4	佐曾利吏佐	NPO法人にこっと事務局長	継続	第3号
5	鶴野隆浩	名古屋芸術大学 教育学部 教授(子ども学科子ども支援コース)	新規	第4号

【委嘱期間 令和5年7月1日～令和7年6月30日】

〈男女比〉 男60% 女40%

1)設置について

- 社会教育法(昭和24年6月10日施行)第29条第1項及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和58年3月26日施行)に基づき設置。
- 委員の定数20名以内。
- 委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2)役割

- 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

3)審議会の開催について

- 年2回程度開催予定

犬山市教育委員会第21号議案

犬山市民展審査会委員の委嘱について

犬山市民展審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

第69回犬山市民展審査会委員名簿

	部門	氏名	備考
1	日本画の部	伊藤 恵以知(栄一)	継続
2		長瀬 喜久男	継続
3		笈 直子	継続
4	洋画・デザインの部	野村 とも子	継続
5		杉田 泰昌	新規
6		かわい ふくみ (田中 福美)	継続
7	書の部	松浦 白碩(康幸)	継続
8		落合 深淵(義光)	継続
9	彫塑工芸の部	石川 裕	新規
10		田口 哲也	継続
11	写真の部	中道 慶一	継続
12		道家 晴規	継続
13	詩の部	岡田 義彦	継続
14		かわい ふくみ (田中 福美)	継続
15	短歌の部	馬淵 典子(安田)	継続
16	俳句の部	宮地 瑛子	継続
17		酒井 とし子	継続
18	川柳の部	飯田 秀水(英男)	継続
19		丸山 重司	継続

【委嘱期間：令和5年7月31日から令和6年7月30日まで】

【女性比率：37%】

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、市が実施する犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議する。
 - ・委員は22人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
 - ・委員の任期は、1年とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- 犬山市民展審査会規則(平成29年3月27日教委規則第15号)に基づき審査会を開催する。
 - ・審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - ・審査会に会長を置く。
 - ・審査会は会長が招集する。

2) 役割

- 犬山市民展入選作品等の審査をおこなう

3) 報酬

- 日額7,200円
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第22号議案

犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市青少年健全育成推進員を委嘱する必要があるからである。

犬山市青少年健全育成推進員の委嘱目的と役割について

犬山市青少年センター

1 委嘱について

保護司、民生児童委員主任児童委員、小中学校PTA会長、小中高等学校生徒指導主事・担当者を教育委員会が委嘱する。

(1) 目的

地域の青少年の健全育成を図る。

(2) 役割

青少年健全育成事業の一環として、有害図書自動販売機等の有害環境の発見、地域での街頭パトロールを実施し、青少年の問題行動や非行等の早期発見・早期指導、声掛け等を行なう。

2 青少年健全育成事業

青少年の非行防止と健全育成をより効果的に推進するため、県青少年対策の方針及び青少年健全育成県民運動実施要綱に基づき、青少年センターを母体に、次の活動を行う。

(1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

夏期(7月1日～8月31日)、冬期(12月20日～1月10日)

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

(2) おあしす(あいさつ)運動(年間)

(3) 子ども・若者育成支援県民運動(強調月間11月1日～11月30日)

スローガン 「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」

(4) 「家庭の日」県民運動(毎月第3日曜日 強調月間2月1日～2月末日)

スローガン 「親と子の 対話がつくる よい家庭」

3 活動(街頭指導)報告について

(1) 以前は合同による街頭指導を実施していましたが、今年度も合同での活動は実施しません。個別での街頭指導をお願いします。実施した場合は報告書(別紙1)を2月29日までに青少年センターに提出をお願いします。また、各地域や校区等で計画的に行われる合同街頭指導が実施予定の場合は、その活動と兼ねていただいても構いません。

《連絡先》

犬山市青少年センター

所在地：犬山市役所3階

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

犬山市教育委員会 文化スポーツ課内

(担当 梅村、角村)

電話：0568-44-0352

FAX：0568-44-0372

メールアドレス：070300@city.inuyama.lg.jp

令和5年度 犬山市青少年健全育成推進員名簿 (58名)

(1)犬山保護区保護司会17名

氏名(敬称略)	
羽 澄 直 樹	継続
松 本 寛	継続
芹 澤 保 夫	継続
小 林 重 夫	継続
粥 川 邦 彦	継続
五 島 茂 樹	継続
深 見 公 子	継続
武 井 隆 明	継続
大 澤 渡	継続
高 間 信 雄	継続
橋 場 美 雪	継続
鈴 木 一 成	継続
奥 村 由 季 恵	継続
玉 置 幸 哉	継続
今 井 康 弘	継続
後 藤 修	継続
森 岡 万 朱 衣	継続

(2)民生児童委員(主任児童委員)11名

氏名(敬称略)	
山 本 智 子	新規
木 納 聖 子	新規
長 嵩 貴 栄	継続
水 野 佳 子	新規
林 す わ 子	継続
大 澤 み どり	継続
廣 中 典 子	継続
伊 藤 恭 子	新規
杉 本 裕 子	継続
長 谷 川 丈 子	継続
新 井 里 恵	継続

(3)犬山市小中学校PTA会長14名

学校名	氏名(敬称略)	
犬山北小学校	武 田 美 地 秋	新規
犬山南小学校	谷 口 彰	新規
城東小学校	栗 熊 甫	新規
今井小学校	林 功 久	新規
栗栖小学校	中 津 和 彦	新規
羽黒小学校	鈴 木 敬 明	継続
楽田小学校	吉 野 孝 博	継続
池野小学校	青 島 梨 也 子	新規
東小学校	足 立 裕 子	新規
犬山西小学校	吉 野 敦 也	新規
犬山中学校	林 昭 夫	新規
城東中学校	大 西 康 治	新規
南部中学校	浅 岡 正 視	新規
東部中学校	中 島 潤 子	新規

(4)市内小中高等学校生徒指導担当者 10名

生徒指導主事 6名

学校名	氏名(敬称略)	
犬山北小学校	溝 内 悟 史	継続
犬山南小学校	北 園 剛	継続
城東小学校	佐 久 間 哲 平	継続
今井小学校	平 松 一 毅	継続
栗栖小学校	原 田 拓 弥	新規
羽黒小学校	森 友 邦 夫	継続
楽田小学校	西 川 学	継続
池野小学校	林 泉	新規
東小学校	山 川 高 弘	継続
犬山西小学校	松 野 航 大	新規
犬山中学校	長 谷 川 直 哉	新規
城東中学校	小 出 邦 博	継続
南部中学校	大 森 幸 平	新規
東部中学校	神 谷 惇 己	新規
犬山高等学校	吉 野 正 基	新規
犬山総合高等学校	山 中 将 司	新規

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青少年の非行を防止するとともに、社会生活を営む上で困難を有する青少年を支援し、その健全な育成を図るため、青少年センターを犬山市大字犬山字東畑36番地に設置する。

(業務)

第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の相談に関すること。
- (2) 青少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。
- (3) 青少年の非行の防止に関すること。
- (4) 青少年の指導に関すること。
- (5) 関係機関との連携及び協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に必要な事項に関すること。

(開館時間及び休業日)

第4条 青少年センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず開館時間及び休業日を変更することができる。

(職員)

第5条 青少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(運営協議会)

第6条 青少年センターの運営を円滑に行うため、犬山市附属機関設置条例(平成29年条例第36号)第2条の規定に基づく犬山市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、犬山市青少年問題協議会条例(昭和29年条例第48号)に定める犬山市青少年問題協議会の委員をもって充て、定例に会議を開催する。

(会長及び副会長)

第7条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第8条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委

員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(青少年健全育成推進員)

第9条 青少年を取り巻く有害環境の発見及び青少年の街頭指導を行うため、犬山市青少年健全育成推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司
- (2) 主任児童委員
- (3) P T A連絡協議会の委員
- (4) 小学校、中学校及び高等学校の生徒指導担当者

3 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進員証)

第10条 推進員は、街頭指導を行うときは、犬山市青少年健全育成推進員証(様式第1)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 推進員は、有害環境の発見及び街頭指導を行ったときは、活動日報(様式第2)及び指導票(様式第3)を所長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 職員は、青少年相談簿(様式第4)を備え、青少年の相談の概要を記録しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

犬山市教育委員会第23号議案

犬山市図書館協議会規則の一部改正について

犬山市図書館協議会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会の招集手順等を改正する必要があるからである。

犬山市図書館協議会規則の一部を改正する規則

犬山市図書館協議会規則（平成2年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（会長及び副会長）」に改め、同条第1項及び第2項中「委員長及び副委員長」を「会長及び副会長」に改め、同条第3項中「委員長」を「会長」に、「会議」を「協議会の会議（以下「会議」という。）」に改め、同条第4項中「副委員長は、委員長」を「副会長は、会長」に、「委員長に」を「会長に」に改める。

第3条第1項中「協議会の会議は、委員長」を「会議は、会長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、犬山市教育委員会が招集する。

第3条第2項中「協議会の会議」を「協議会」に、「開く」を「、会議を開く」に改め、同条第3項中「協議会」を「会議」に改める。

第5条中「委員長」を「会長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○大山市図書館協議会規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長及び副会長の任期は、2年とする。</p> <p>3 会長は、協議会を総括し、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないとき の会議は、大山市教育委員会が招集する。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決 るところによる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。</p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第2条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。</p> <p>3 委員長は、協議会を総括し、会議の議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代 理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 協議会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決 するところによる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委 員長が協議会に諮って定める。</p>

犬山市教育委員会第24号議案

犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和5年度 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員（案）

任期：委嘱日～令和6年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	団体関係者	木村嘉美	犬山市小中学校PTA連合会代表 (東部中学校PTA副会長)	新規
2	団体関係者	深町聖子	名古屋法務局 一宮支局長	継続
3	団体関係者	内藤慎二	犬山警察署 生活安全課長	継続
4	学校関係者	神谷勝治	犬山市小中学校長会 会長	新規
5	学校関係者	勝村偉公朗	犬山市小中学校長会 中学校代表	新規
6	学校関係者	長谷川直哉	犬山市小中学校生徒指導担当者代表	新規
7	学識経験者	黒川雅幸	愛知教育大学 教育学部 准教授	継続
8	学識経験者	水野幹伸	愛知県教育委員会 尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター	新規
9	学識経験者	細野優子	愛知県弁護士会 弁護士	継続

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。
- 委員は15人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則に基づき、部会を設置することができる。
- 協議会の委員は、学識経験者、学校関係者、団体関係者、市職員から教育委員会が委嘱する。
- 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2) 女性比率 33.3%

犬山市教育委員会第25号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度の犬山市教育支援委員会委員の委嘱にあたり、辞退者があり、新たな委員を委嘱する必要があるからである。

令和5年度犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和6年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続	
1	医師及び 学識経験者	榊原 吉峰	榊原こどもクリニック	継続 (7期)	
2	特別支援学校の職員	高瀬 祐一	一宮東特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)	
3	特別支援学校の職員	梶田 真琴	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (3期)	
4	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (7期)	
5	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	加藤 唯	一宮児童相談センター 児童心理士	継続 (2期)	
6	小学校長 及び中学校長	長谷川 誠	犬山市立東部中学校長 (犬山市小中学校長)	継続 (2期)	
7	小学校長 及び中学校長	大藪 正恭	犬山市立犬山西小学校長 (犬山市特別支援教育研究協議会長)	継続 (2期)	
8	養護教諭	勝又 美樹	犬山市立城東中学校 主任養護教諭	継続 (7期)	
	特別支援学級担当教 諭	井塚 裕士	犬山市立楽田小学校教諭	継続 (2期)	辞退
9	特別支援学級担当教 諭	濱本 知美	犬山市立楽田小学校教諭	新規	新規
10	特別支援学級担当教 諭	松下 恵	犬山市立城東中学校教諭	継続 (6期)	
11	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (4期)	
12	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (4期)	
13	市職員	尾関 正照	家庭児童相談員	継続 (7期)	

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して
図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- 委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す
る。
- 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年3回（7月ごろ、11月ごろ、1月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 53.8%

犬山市教育委員会第26号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年6月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱にあたり、辞退者があり、新たな委員を委嘱する必要があるからである。

令和5年度犬山市通学路安全対策連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和6年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続	
1	犬山市小中学校PTA連合会会長	中島 潤子	犬山市立東部中学校PTA会長	新規	
	犬山市小中学校長会代表	児島 千尋	犬山市立東小学校長 (校長会小学校代表)	新規	辞退
2	犬山市小中学校長会代表	渡辺 孝春	犬山市立楽田小学校長 (校長会小学校代表)	新規	新規
3	犬山市小中学校長会副会長	勝村 偉公朗	犬山市立犬山中学校長 (校長会中学校代表)	新規	
4	犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者	長谷川 誠	犬山市立東部中学校長	新規	
5	犬山警察署職員	内藤 慎二	犬山警察署生活安全課長	継続 (2期)	
6	犬山警察署職員	早川 健太	犬山警察署交通課長	新規	
7	交通安全協会犬山支部支部長	曾我 公彦	犬山交通安全協会会長	継続 (5期)	
8	犬山扶桑防犯協会会長	稲山 達也	犬山扶桑防犯協会会長	継続 (3期)	
9	愛知県一宮建設事務所職員	祖父江 貴宏	愛知県一宮建設事務所道路整備課長	新規	
10	愛知県一宮建設事務所職員	渡邊 浩行	愛知県一宮建設事務所維持管理課長	継続 (2期)	
11	市職員	伊藤 修	犬山市市民部防災交通課長	新規	
12	市職員	高橋 秀成	犬山市都市整備部整備課長	継続 (6期)	
13	市職員	吉田 昌義	犬山市都市整備部土木管理課長	継続 (6期)	
	アドバイザー	磯部 友彦	中部大学工学部都市建設工学科教授	継続 (9期)	

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
- 児童生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は14人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

○協議会の委員は、犬山市小中学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。

○協議会には、会長、副会長を置く。

○協議会は必要に応じて会長が招集する。

○協議会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

2) 協議会の開催について

○年2回（8月ごろ、1月ごろを予定）

○通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 7.7%